

9月定例会における主な議案質疑

議案第57号

かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

Q これは決算剰余金を基金へ積み立てることのできるの改正だが、なぜ今回の改正となったのか。

A 今後の地方財政の状況や予定している事業計画を踏まえると、基金を積み立てておくことが極めて重要になってきております。剰余金の取り扱いについて条例上規定しておりませんでしたので、財政の弾力化を図るとともに、基金への積立金について明記すべきであると判断し、条例の改正をお願いするものです。

Q 県内での他市の状況はどうか。

A 8市が規定を設けております。具体的には、水戸市、土浦市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、坂東市、つくばみらい市となっております。

議案第58号

かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

Q 今回の改正となった理由は。

A 5年後、満期一括方式の県民債を利用する際に、将来償還ができないことのないよう計画的に積み立てを行うためです。また、減債基金の残高が財政調整基金に比べると非常に少ないことも、理由のひとつです。

議案第59号

かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

Q 防災会議と災害対策本部の役割分担を明確にすることだが、この改正でどのように改善されるのか。

A これまで防災会議は、非常災害時の緊急措置に関する計画作成に加え、災害が発生した場合には、その情報を収集することが所掌事務とされてきました。実際の災害時には、機動性が求められることから災害対策本部において実施してきたところです。改正後は、災害対策本部に災害応急対策が一元化することになります。

Q これまで、何か支障はあったのか。

A 3・11の震災において、防災会議は機能しておりませんでした。

Q 3・11の震災後も、防災会議は1年以上やっていない。改正しても、きちんと機能しないと意味がないと思うが、市長の考えは。

A きちんと機能するよう、実施します。



議案第61号

平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

Q 保全情報システム管理責任者講習会受講負担金の内容は。

A 公共施設の管理を進めるに当たり、維持管理コストを把握することを目的として、今後、一般財団法人建築保全センターの保全情報システムを活用します。このシステムの使用には管理責任者の講習が必修となっていることから、2名分の参加負担金を計上させていただきました。

Q 介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の内容は。

A 小規模多機能型居宅介護施設が、新たに1カ所開設となります。これに対する補助金が1920万円。また、グループホーム1カ所の外壁修理に対して、650万円の補助を出すものです。

Q 消防団の詰所整備工事とあるが、場所はどこか。

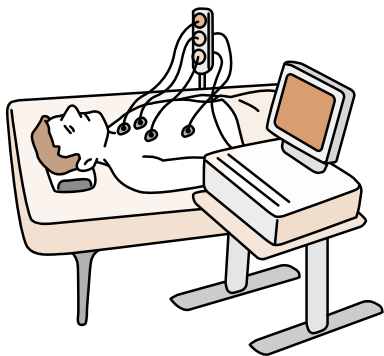
A 上稲吉集落センター、上土田集落センター、中志筑旧駐在所跡地、五反田地区の計4カ所です。



▲消防団詰所整備工事（五反田地内）

議案第62号

平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）



Q 人間ドック等補助金の増額補正の内容は。

A 当初予算では受診者630名分を計上しておりました。8月末現在の受診者数が627名で、今後不足することが予想されることから、20名分の40万円を増額補正するものです。

Q 人間ドックに対する意識が、高まっているのか。

A 受診者は、近年増加傾向にあります。疾病の早期発見は医療費の削減にもつながりますので、ぜひ受診していただければと考えております。

職員不祥事発覚に対し、一日も早い信頼回復に努めるよう要望

10月1日に全員協議会が急遽開催され、職員の公金横領に係る不祥事に対する説明及び謝罪がありました。市長からは、「今回の事態を重く受け止め二度とこのような事件発生がないよう再発防止に全力で取り組み、市民の信頼回復に努めてまいります」との発言がありました。

次いで、10月25日に開催された全員協議会の冒頭、「市民に与えた不信感を払拭すべく、一日も早い信頼回復に努めていただきたい」と議会から要望いたしました。

